

## 明光保育園規則

### (名称)

当園は、明光保育園と称する。

### (所在地)

当園の設置場所は、明石市西新町1丁目13番1号に置く。

### (目的)

当園は、児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うことをもって目的とする。

### (平等の原則)

当園は、園児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしない。

### (入所定員)

当園の定員は212名とする。

### (入所資格)

当園の入所資格は、児童福祉法第24条の規定により、市町村長より措置を受けた者であるとする。

### (費用)

保育料は、措置児童について市町村長の定めた額とする。

### (登退園)

登退園については、保護者が付き添うものとする。

### (保育内容)

保育内容については、児童の年齢、発達に応じてこれを分け、保育計画を立てる。

### (日課及び年間行事)

日課及び年間行事については、別に定める。

### (休日)

当園の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び祝日
- (2) 12月29日より1月3日まで
- (3) その他、園長が指定した日

### (欠席)

欠席するときは、保護者は9時20分までに、TELで園長に届け出ること。

### (家庭連絡)

園は保育者と常に密接な連絡を保ち、園児の保育方針、成長栄養状況等及び園の運営について、保護者の協力を得るものとする。

## 園章



## 芽生え

図案 藤井富美男

土の中から、明るい光の世界へ----

新芽の息吹は、私たちに力強い生命力を感じさせてくれます。

新芽のように子どもたちが自ら伸びようとする力を暖かく見守りながら、すくすく育つ手助けをする保育の心を込め、園章としました。

## 社会福祉法人 明光福祉会 明光保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園の説明事項は次のとおりです。

### (1) 施設運営主体情報

名 称	社会福祉法人明光福祉会
運営主体所在地	明石市西新町1丁目13番1号
電話番号	(078) 927-5776
代表者氏名	理事長 川本 まり子

### (2) 利用施設情報

施設の種類	保育所	
施設の名称	明光保育園 本園	
施設の所在地	明石市西新町1丁目13番1号	
連絡先	電話番号 (078) 927-5776	
	FAX (078) 927-5774	
管理者	園長 川本まり子	
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童	
利用定員	満3歳以上の児童	117人
	満1歳以上満3歳未満の児童	30人
	満1歳未満の児童	3人
開設年月日	S55年4月1日	

施設の種類	保育所	
施設の名称	明光保育園 貴崎分園	
施設の所在地	明石市貴崎5丁目6番9号	
連絡先	TEL (078) 928-1076	
	FAX (078) 928-1076	
管理者	園長 川本まり子	
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童	
利用定員	満1歳以上満3歳未満の児童	14人
	満1歳未満の児童	6人
開設年月日	H24年11月1日	

施設の種類	保育所	
施設の名称	明光保育園 王子分園	
施設の所在地	明石市王子1丁目1番1号	
連絡先	TEL (078) 927-5588 FAX (078) 927-5588	
管理者	園長 川本まり子	
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童	
利用定員	満1歳以上満3歳未満の児童	24人
	満1歳未満の児童	3人
開設年月日	H28年9月1日	

施設の種類	保育所	
施設の名称	明光保育園 大観分園	
施設の所在地	明石市大明石町2丁目8番30号	
連絡先	TEL (078) 913-5515 FAX (078) 913-5515	
管理者	園長 川本まり子	
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童	
利用定員	満1歳以上満3歳未満の児童	10人
	満1歳未満の児童	5人
開設年月日	H29年5月1日	

### (3) 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童に保育を行うことを目的とします。

- ・ 保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・ 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- ・ 児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

(4) 施設・設備等の概要・職務内容

【施設情報】 本園

敷地	敷地全体	1,711,52 m <sup>2</sup>
	園庭	778,76 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造
	延べ面積	1,081,55 m <sup>2</sup>

【設備情報】 本園

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ふじ（満0／1歳児クラス）
ほふく室	1室	もも（満0／1歳児クラス）
保育室	6室	ゆり（満2歳児クラス）、あかばら・しろばら（満3歳児クラス）、さくら・きざくら（満4歳児クラス）各1室、すみれ1・2組（満5歳児クラス）各1室
遊戯室（ホール）	1室	誕生日会・儀式的行事・雨天時の保育・子育て支援・その他
緑館	1室	茶道・地域交流・その他
調理室	1室	

【施設情報】 貴崎分園

敷地	敷地全体	196.62 m <sup>2</sup>
	園庭	幼稚園と共用
園舎	構造	鉄筋コンクリート2階建
	延べ面積	196.62 m <sup>2</sup>

【設備情報】 貴崎分園

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	1室	うめ（満0／1歳児クラス）
保育室	1室	ひまわり（満2歳児クラス）
配膳室	1室	

【施設情報】 王子分園

敷地	敷地全体	117.49 m <sup>2</sup>
	園庭	幼稚園と共用
園舎	構造	木造1階建
	延べ面積	117.49 m <sup>2</sup>

【設備情報】王子分園

設備	部屋数	備 考
乳児室・配膳室	1 室	はぎ（満0 / 1 歳児クラス）
保育室	1 室	さざんか（満2 歳児クラス）

【施設情報】大観分園

敷 地	敷地全体	82.75 m <sup>2</sup>
	園庭	幼稚園と共用
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート2階建
	延べ面積	82.75 m <sup>2</sup>

【設備情報】大観分園

設備	部屋数	備 考
乳児室・配膳室	1 室	あんず（満0 / 1 歳児クラス）
保育室	1 室	あじさい（満2 歳児クラス）

(5) 職員の設置状況

本園

職 種	員数	主な勤務体系	備考
園長	1	週 40 時間	
主任保育士	1	週 40 時間	
保育士	18	正規 12（週 40 時間） 常勤 4（週 30 時間以上）	内育休 4 名
調理師	3	正規 3（8：15～17：00）	
調理員	1	非常勤（週 24 時間）	
事務員	1	正規（8：15～17：00）	

貴崎分園

職 種	員数	主な勤務体系	備考
園長	1	週 40 時間	
主任保育士	1	週 40 時間	
保育士	3	正規 3（週 40 時間）	
調理員	1	本園と兼務	

王子分園

職 種	員数	主な勤務体系	備考
園長	1	週 40 時間	
主任保育士	1	週 40 時間	
保育士	3	正規 3（週 40 時間）	
調理員	1	本園と兼務	

## 大観分園

職 種	員数	主な勤務体系	備考
園長	1	週 40 時間	
主任保育士	1	週 40 時間	
保育士	3	正規 3 (週 40 時間)	
調理員	1	本園と兼務	

職種	職務内容
施設長	保育や給食など運営全般に関する指揮監督、緊急時の非常災害対策に関する指揮監督
主任保育士	施設長業務の補佐、保育士間の業務調整、保育向上のための技術指導、指導計画・特別行事計画の作成と指導
保育士	保育業務、担当業務、保護者との連絡調整、実習生の指導、遊具の安全点検、保育環境整備
栄養士	栄養士業務、給食調理補助、給食帳簿の整備保管、分園への給食運搬配膳
調理員	調理員業務、給食帳簿の作成、炊具食器の整備保管、分園への給食運搬配膳
事務員	保育所の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務、分園への給食運搬配膳
嘱託医	入所児の健康診断、入所児ならびに職員の健康相談、園舎の衛生管理に関する助言指導

- ・ 当園では、「児童福祉法」および「子ども子育て支援法」に定める基準を満たす職員を配置しています。
- ・ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ・ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります

### (6) 保育を提供する日

保育を提供する日は、下記のとおりとします。

- ・ 月曜日から土曜日までとします。(ただし祝祭日をのぞく)
- ・ 年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。
- ・ 分園について、土曜日の保育は本園で行います。
- ・ 分園について、保護者参加の行事は本園で行います。

### (7) 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

ア 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間（就労時間その他保育を必要とする時間と送迎に要する時間）となります。

イ 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間（就労時間その他保育を必要とする時間と送迎に要する時間）となります。

保育短時間認定の方が保育標準時間へ変更を希望する場合は、当園に支給認定変更届をご提出ください。

ウ 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時20分となっております。欠席の連絡も9時20分までにしてください。

(8) 保育を利用する曜日及び時間

保護者が保育を利用する曜日及び時間は、**保育時間確認書**のとおりとします。

(9) 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

ア 特定教育・保育の提供

上記(7)に記載する時間において、保育を提供します。

イ 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時30分頃	
1歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時30分頃	
2歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時30分頃	
3歳児		11時30分頃	15時30分頃	
4歳児		11時45分頃	15時30分頃	
5歳児		12時00分頃	15時30分頃	

- ・ 献立表は毎月別途お知らせします。
- ・ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。
- ・ 分園について、給食は本園より搬入します。

(10) 虐待防止のための措置

ア 当園は、当園を利用する子どもの人権擁護・虐待の防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。

イ 養育者による子どもへの虐待を発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律の定めに従い、明石市こども育成室・明石こどもセンター等の適切な機関に通報します。

(11) 利用料金

ア 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

イ 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

アに掲げる保育料のほか、別紙2（利用者負担金）に掲げる費用を当園にお支払いいただきます。お支払方法および金額については、別途お知らせします。

(12) 利用の開始に関する事項

明石市こども育成室の利用調整に基づき、当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

(13) 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- ・ 利用児童が小学校に就学したとき
- ・ 利用児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(14) 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- ・ 内科・小児科

医療機関の名称	明石なないろキッズクリニック
医 院 長 名	林 宏昭
所 在 地	〒673-0032 明石市立石2丁目3-26 NTR 医療ビル明石2F
電 話 番 号	(078) 923-7716

- ・ 歯科・眼科

歯科、眼科検診については、年に一回の検診とし、明石市こども局こど

も育成室による委託となっております。

(15) 緊急時の対応

児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する児童票に記載する緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

(16) 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

0、1才児は連絡ノート等でも要望・苦情等をお伺いしています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口担当者 川本まり子</li> <li>・ ご利用時間 随時</li> <li>・ 電話番号 (078) 927-5776</li> <li>F A X (078) 927-5774</li> </ul> <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
第三者委員	佐和田 猛	電話番号 (078) 935-8303
		役職・肩書等 弁護士

(17) 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動火災報知機 有</li> <li>・ ガス漏れ報知機 有</li> <li>・ 非常用電源 有</li> <li>・ その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有</li> </ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

(18) 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

保険の種類	総合賠償責任保険 / 災害共済給付
保険の内容	保育・園外活動・給食 / 保育・通園
保険金額	人数による(園負担) / 240円(個人負担)

(19) 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

(20) その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。

入園までに用意していただくもの

0・1・2歳児

- 敷きふとん
- 掛けふとん
- 食事用エプロン・口拭き
- おむつ又はトレーニングパンツ
- 衣類の着替え(上下2~3組・パンツ・シャツ・くつ下)
- ビニール袋Mサイズ 2パック
- 雑巾2枚
- ティッシュペーパー2箱
- 哺乳びん
- ふきん2枚
- 手拭きタオル(下図参照)
- 午睡用ズボン



3・4・5歳児

- 園帽子・かばん
- スモック・上靴
- コップとコップを入れる袋・歯ブラシ
- 絵本袋(手さげ袋)
- 衣類の着替え(上下1組・パンツ・シャツ・くつ下)
- 手拭きタオル(下図参照)3歳児のみ
- 敷きふとん
- 掛ふとん
- 雑巾2枚
- ティッシュペーパー 2箱
- ふきん2枚
- ビニール袋Mサイズ 2パック
- 午睡用ズボン



持ち物には必ず名前をご記入ください



掛けられるようにひもを付ける

## 薬の取り扱いについて

明光保育園

- ① お子様の薬は、本来保護者が登園して与えて頂くものなのですが、やむを得ない理由でそれが出来ない場合は、保護者と園側で話し合いの上保育園の担当者が保護者に代わって与える場合もあります。
- ② 保育園が薬を預かる場合は、医師の登園許可が出ている場合の投与に限ります。
- ③ 薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りします。
- ④ 保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育園としては対応できません。
- ⑤ 座薬の使用は行いません。
- ⑥ 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断が出来ませんので対応できません。
- ⑦ 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の、日常における投薬や処置については、相互の連携が必要ですのでお子さんの主治医の指示を書面でお伝えください。
- ⑧ 持参する薬について
  - ・ 使用する薬は1回ずつに分けて、当日分のみご用意ください。
  - ・ 袋や容器にお子さんの名前を記載の上、保育士に直接手渡していただきます。
- ⑨ 主治医の診察を受けるときは、お子さんが現在\*\*時から\*\*時まで保育園に在園している事と、保育園では原則として薬の使用が出来ない事をおつたえください。

保 護 者 各 位

明石市こども局こども育成室長

保育所等における大雨、土砂災害、大雪時等の対応について

平素は、保育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

明石市では、大雨・土砂災害時等の認可施設での対応について、下記を基本的な考え方としています。具体的な判断は各施設において行うこととなりますので、詳細については通所(園)中の施設にご確認ください。

【判断の目安】

		幼稚園、こども園 1 号児	保育所、こども園 2・3 号児
警報	登園前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前 7 時時点で警報が出ていれば、臨時休業。</li> <li>・午前 9 時の時点で警報が解除されれば預かり保育は実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前 6 時半時点で警報が出ていれば、自宅保育が可能な家庭の園児は、自宅保育とする。</li> <li>・自宅保育が困難な家庭の園児は、園で保育する。</li> </ul>
	保育中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育中止。降園</li> <li>※お迎えが来るまでは、預かり保育を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お迎え可能な家庭の園児から降園する。</li> <li>・お迎えが困難な家庭の園児は、お迎えが来るまで園で保育する。</li> </ul>
特別警報 市の避難情報 ・高齢者等避難 ・避難指示 ・緊急安全確保 (以上、該当区域のみ)	登園前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前 7 時時点で警報が出ていれば、臨時休業。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前 6 時半時点で左記のいずれかが発令されていれば臨時休業</li> </ul>
	保育中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育中止。降園。</li> <li>・降園までは垂直避難等を行い、園に留まることが危険な場合、お迎えが来ない園児を連れて、避難所に避難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育中止。園から保護者に連絡しお迎えに来てもらう。</li> <li>・降園までは垂直避難等を行い、園に留まることが危険な場合、お迎えが来ない園児を連れて、避難所に避難する。</li> </ul>

※ 「市の避難情報」に記載の「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」は、自治体が発令するものであり、「気象庁」のホームページ等に掲載される「警戒レベル 3 相当」等の情報はあくまでも参考としての取扱いとなります。したがって、明石市役所のホームページに「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」の情報が掲載され、かつ、該当区域に所在す

る施設についてのみ臨時休業、保育中止等の対象となりますのでご注意ください。

なお、市は、防災気象情報のほか、様々な情報を踏まえ避難情報を発令するため、気象庁の発令する警戒レベルと市が発令する避難情報の出るタイミングとが必ずしも同時になるわけではありません。

#### 【注意事項】

- ・ 上記対応で臨時休業に至らない場合でも、公共交通機関や道路の状況により職員の大半が参集できない場合、自宅保育の可能な方に協力を得たり、いったん自宅待機をお願いし、職員が参集でき次第、保育を開始するなどの対応をお願いしたうえでも安全な保育に必要な職員が確保できないと施設長が判断した場合には、保育を中止することがあります。しかし、このような場合においても、各施設は安易に保育を中止することのないようにすること、保護者への丁寧な説明に努めることとしています。
- ・ 上記対応はあくまで目安であり、各園の地理的状況や天候の変化によって、上記対応が適当でないと施設長が判断した場合は、施設長の判断が優先されます。

保 護 者 各 位

明石市こども局こども育成室長

### 保育所等における地震発生時の対応について

平素は、保育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。  
明石市の認可保育施設における地震発生時の基本的な対応について、お知らせします。  
災害発生時には各施設において状況が異なることが予想されますので、詳細については  
通所（園）中の施設にご確認ください。

#### 【判断の目安】

		幼稚園、こども園、保育所
震度 4 津波警報発令 (播陽・林校区 を除く)		原則、通常保育  ・施設に異常があるなど、危険が予測される場合は園から保護者に連絡し、お迎えに来てもらう。
震度 5 弱以上 または、 津波警報発令 (播陽・林校区) もしくは、 大津波警報発令	登園前	自宅待機
	保育中	保育中止  ・保育中に大津波警報が発令された場合は 2 次避難場所へ避難し、2 次避難場所で園児の引き渡しを行う。

#### 【注意事項】

- ※ 上記対応で臨時休業に至らない場合でも、公共交通機関や道路の状況により職員の大半が参集できず、自宅保育の協力を得た上でも安全な保育ができないと施設長が判断した場合には、保育を中止することもあります。しかし、このような場合においても、各施設は安易に保育を中止することがないようにすること、保護者への丁寧な説明に努めることとしています。
- ※ 上記対応はあくまで目安であり、各園の地理的状況等によって、上記対応が適当でないとして施設長が判断した場合は、施設長の判断が優先されます。

(本園)

諸費用につきまして、下記の通りお知らせします。全て購入される方は「全て購入する」に○をつけてください。兄弟などの用品を再利用される方は、品目・金額を二重線で消して合計金額をご記入ください。

クラス	年齢	A:必須購入				B:選択購入				毎月
ふじもも	0 1	A	スポーツ保険 240 出席ノート 240 誕生日カード 210 名札 140	¥ 830	B	カラー帽子 570	¥ 570	¥ 1,400		
ゆり	2	A	スポーツ保険 240 出席ノート 240 誕生日カード 210 自由画帳 小 270 名札 140	¥ 1,100	B	カラー帽子 570 粘土 280 粘土板 490 粘土ケース 370	¥ 1,710	¥ 2,810		
ばら	3	A	スポーツ保険 240 出席ノート 240 誕生日カード 210 自由画帳 小 270 名札 140	¥ 1,100	B	カラー帽子 570 粘土 280 粘土板 490 粘土ケース 370 パステル12色 480 カスタネット 330 はさみ 430 のり 210 道具箱 460	¥ 3,620	¥ 4,720	主食代 ¥1,000	
さくら きざくら	4	A	スポーツ保険 240 出席ノート 240 誕生日カード 210 自由画帳 大 370 名札 140	¥ 1,200	B	カラー帽子 570 粘土 280 粘土板 490 粘土ケース 370 パステル16色 620 カスタネット 330 はさみ 430 のり 210 道具箱 460	¥ 3,760	¥ 4,960	主食代 ¥1,000	
すみれ1 すみれ2	5	A	スポーツ保険 240 出席ノート 240 誕生日カード 210 自由画帳 大 370 名札 140	¥ 1,200	B	カラー帽子 570 粘土 280 粘土板 490 粘土ケース 370 パステル16色 620 カスタネット 330 はさみ 430 のり 210 道具箱 460 粘土ペラ 190	¥ 3,950	¥ 5,150	主食代 ¥1,000	

クラス名( )

児童名( )

・全て購入する

合計金額 円

・再利用する

合計金額 円

(分園)

諸費用につきまして、下記の通りお知らせします。全て購入される方は「全て購入する」に○をつけてください。兄弟などの用品を再利用される方は、品目・金額を二重線で消して合計金額をご記入ください。

クラス	年齢	A:必須購入			B:選択購入			毎月
うめ はぎ あんず	0 1	A	スポーツ保険 240 出席ノート 240 誕生日カード 210 名札 140	¥ 830	B	カラー帽子 570 保護者ネームカード 140	¥ 710	
ひまわり あじさい さざんか	2	A	スポーツ保険 240 出席ノート 240 誕生日カード 210 自由画帳 小 270 名札 140	¥ 1,100	B	カラー帽子 570 粘土 280 粘土板 490 粘土ケース 370 保護者ネームカード 140	¥ 1,850	

・全て購入する

合計金額 \_\_\_\_\_ 円

・再利用する

合計金額 \_\_\_\_\_ 円

# 離乳食 食材チェック表

クラス

氏名

目安の月齢	前期 (6ヶ月)		中期 (7-8か月)		後期(9ヶ月-)	
	なめらかにすりつぶした状態		歯ぐきでつぶせる固さ		歯ぐきでかめる固さ	
味付け		味なし だし汁(昆布・干し椎茸・かつお・煮干し・野菜)		砂糖、味噌、醤油 (こいくち・うすくち) 塩、トマトピューレ	<input type="checkbox"/> ごま	ポン酢、酢、みりん、めんつゆ、ケチャップ 油、 <b>ゴマ油</b>
炭水化物	<input type="checkbox"/> 乳 <input type="checkbox"/> 小麦	10倍がゆ <b>食パン</b>		7倍がゆ、 <b>うどん、スパゲッティ、マカロニ</b> <b>焼き麩、パン粉、素麺</b>		5倍がゆ <b>ロールパン</b>
果物	<input type="checkbox"/> りんご <input type="checkbox"/> バナナ <input type="checkbox"/> オレンジ	<b>りんご</b> (完了期まで湯煎)、 <b>バナナ、オレンジ</b>				
魚		しらす、かれい	<input type="checkbox"/> さけ	<b>さけ</b> 、たら		
肉			<input type="checkbox"/> 鶏肉	<b>鶏ひき肉</b> (噛めなければエキスのみ)	<input type="checkbox"/> 豚肉 <input type="checkbox"/> 牛肉	<b>鶏むね肉・もも肉、豚肉、牛肉</b>
野菜		かぼちゃ、キャベツ、小松菜、大根、ほうれん草 玉ねぎ、トマト、人参、白菜、ブロッコリー		ねぎ、絹さや、ピーマン、きゅうり チンゲン菜、グリーンピース		もやし、きのこ類、コーン
芋類		さつまいも、じゃがいも				
卵				<b>全卵1/3個(加熱後)</b>		<b>全卵1/2個(加熱後)</b>
乳製品				<b>プレーンヨーグルト</b>		<b>牛乳(調理用)</b>
その他	<input type="checkbox"/> 卵 <input type="checkbox"/> 大豆	赤ちゃんおやつ とうふ		わかめ、 <b>高野豆腐</b> 赤ちゃんおやつ		切り干し大根、 <b>ごま</b> 、ひじき、寒天、青のり 赤ちゃんおやつ

※食べたことがある食材に○、食べたことがあるアレルギー品目に☑をつけてください。

※次の月齢に進むには、次の月齢の食材を必ずご家庭で試していただいてからになります。

※赤字の食材はアレルギー28品目に含まれる食材です。